

議 事 録

会議の名称	平成29年度登米市農業委員会第9回総会
開催日時	平成29年12月25日（月） 午前10時 開会 午後1時15分 閉会
開催場所	中田庁舎3階 旧議場
議長の名氏	高橋 清範 会長
出席者 （委員） の氏名	1番 尾 張 勝 2番 鈴 木 巖 3番 田 島 幹 雄 4番 豊 澤 啓 司 5番 芳 賀 秀 二 6番 柴 崎 専 一 7番 佐々木 まき子 8番 阿 部 静 男 9番 二階堂 紀 一 10番 佐藤 久 順 11番 佐藤 幸 治 12番 秋 山 耕 13番 松 野 秀 郎 14番 上 野 栄 公 15番 阿 部 晃 徳 16番 門 馬 一 郎 17番 岩 淵 勉 18番 小野寺 義 幸 19番 櫻 井 利 光 20番 三 塚 芳 毅 21番 浅 野 和 宏 22番 鈴 木 泰 子 23番 五十嵐 幸 喜 24番 高 橋 清 範 （ は欠席委員、 は遅参委員、 は早退委員）
事務局職員 職 氏 名	説明員：農業委員会事務局 事務局長 佐藤真吾、事務局次長 芳賀勝弘、局長補佐 菅原克美、局長補佐 蛇好芳則、農地管理係 主査 菊地泰弘、主査 千葉 暢、主査 鎌田智之 書記：農業委員会事務局 局長補佐 蛇好芳則
議 題	報告第22号 農地法第18条第6項の規定による届出について 報告第23号 使用貸借権の合意解約について 報告第24号 農地の現状変更届出について 報告第25号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について 報告第26号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて 報告第27号 買受適格証明願に伴う農地法第3条の規定による許可申請の許可について 議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第62号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第64号 非農地証明願について 議案第65号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について 議案第66号 買受適格証明願について 議案第68号 登米市男女共同参画審議会委員の選任について

<p>会 議 結 果</p>	<p>議案第 61 号 申請のとおり許可することに決定した。 議案第 62 号 承認相当との意見を付すこととした。 議案第 63 号 許可相当との意見を付すこととした。 議案第 64 号 願出のとおり証明することに決定した。 議案第 65 号 原案のとおり決定した。 議案第 66 号 願出のとおり証明することに決定した。 議案第 68 号 佐々木まき子委員を選任することとした。</p>
<p>会議の概要</p>	<p>下記のとおり</p>
<p>会 議 資 料</p>	<p>平成 29 年度登米市農業委員会第 9 回総会資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案書 ・ 議案書説明資料 ・ 農地法第 3 条調査書 ・ 買受適格証明願調査書 ・ 諸般の報告
<p>発 言 者</p>	<p>議 題 ・ 発 言 ・ 結 果</p>

議 長 (高橋会長)	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ ・議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議 長	<p>日程第1、「議事録署名委員の指名」をおこないます。議事録署名委員の指名は会議規則第38条第2項の規定により、11番 佐藤 幸治 委員、12番 秋山 耕 委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。 お諮りします。本総会の会期を本日1日間としたいと思います。 これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《 異議なしの声あり。》</p> <p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日と決定しました。</p>
議 長	<p>日程第3、「諸般の報告」を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第4、報告第22号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p style="text-align: center;">《事務局説明》</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第22号「農地法第18条第6項の規定による届出について」の報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第5、報告第23号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p style="text-align: center;">《事務局説明》</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第23号「使用貸借権の合意解約について」の報告を終わります。</p>

議 長	<p>日程第 6、報告第 24 号「農地の現状変更届出について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第 24 号「農地の現状変更届出について」の報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第 7、報告第 25 号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第 25 号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」の報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第 8、報告第 26 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の取下げについて」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第 26 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の取下げについて」を終わります。</p>
議 長	<p>日程第 9、報告第 27 号「買受適格証明願に伴う農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p>

	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第 27 号「買受適格証明願に伴う農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について」を終わります。</p> <p>日程第 10、議案第 61 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>本議案に係る許可要件は、別紙「農地法第 3 条調査書」により確認しております。</p> <p>進行番号 1 番については、調査結果 1 となります。</p> <p>法第 3 条第 2 項第 1 号の「全部効率利用」については、譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第 2 号については、譲受人は個人であり適用はありません。</p> <p>第 3 号についても、信託ではないため適用はありません。</p> <p>第 4 号の農作業への常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。</p> <p>第 5 号の下限面積については、50 アールを超えることから適用はありません。</p> <p>第 6 号の転貸禁止については、所有権の移転であり、転貸にはあたりません。</p> <p>進行番号 2 番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>また、第 7 号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思</p> <p>います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
事務局	<p>説明が終わりました。</p> <p>ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。</p> <p>現地調査は、分科会毎に調査をしておりますので、第 1 分科会の報告をお願いいたします。</p> <p>6 番 柴崎 専一 委員</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。</p> <p>現地調査は、分科会毎に調査をしておりますので、第 1 分科会の報告をお願いいたします。</p> <p>6 番 柴崎 専一 委員</p>
6 番委員	<p>登米市農業委員会第 1 分科会に係る現地確認調査は、平成 29 年 12 月 20 日、午後 1 時 30 分から委員 3 名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。</p>

農地法第3条の進行番号2番については、別紙議案説明資料1ページから7ページに記載されているとおりです。

申請内容は、栗原市若柳に居住する甥である譲受人が、登米市迫町新田地内の農地を、登米市迫町に居住する伯父である譲渡人が、高齢のため経営規模を縮小したいとの要望により譲り受け、自己所有田と併せて耕作を行うものです。

譲受人は、栗原市に443アールの農地を所有しており、今回取得する農地と併せて営農を行うもので、農機具等も全て揃っており、地域と協力しながら耕作することであり、許可については妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

平成29年12月25日

現地調査委員 4番 豊澤啓司 委員
6番 柴崎専一 委員
20番 三塚芳毅 委員

議長

調査報告が終わりました。

地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認していただくことになっておりましたが、支障等について発言をお願いします。

進行番号1番について、20番 三塚 芳毅 委員。

《支障なしの声を確認》

進行番号7番について、5番 芳賀 秀二 委員。

《支障なしの声を確認》

進行番号9番について、22番 鈴木 泰子 委員。

《支障なしの声を確認》

進行番号10番、11番、18番、19番について、16番 門馬 一郎 委員。

16番委員

進行番号10番の字八反目について荒れていると思われます。これを農地として利用することになりますが、利用できなかった場合どういう取扱いとなるのか疑問が残る。それ以外は支障ない。

議長

進行番号12番について、3番 田島 幹雄 委員。

	<p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号 13 番について、23 番 五十嵐 幸喜 委員。</p> <p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号 14 番について、17 番 岩淵 勉 委員。</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議 長	先ほど、門馬委員より報告のあった件について、事務局から説明願います。
事務局	進行番号 10 番の八反目 70 番については、申請時にその旨を指摘したところ、これからきちんと、管理・耕作していくことを確認しております。
	《了解の声あり》
議 長	地域との調和要件について支障等はないようですので、これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。 12 番委員。
12 番委員	進行番号 18 番と 19 番について、交換ですが面積が 3 倍以上の開きがあるが、交換といえるのか。純然たる交換なのか、金銭での精算があったのか、詳しく説明願う。
事務局	事前に税務署で交換ということで確認されている。等価交換ということで取り扱うものの、評価差額については、課税されることについて了解しているということでした。
議 長	ほかに質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから議案第 61 号を採決します。 本案は申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。
	《異議なしの声を確認》
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 61 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定しました。
議 長	日程第 11 議案第 62 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の

<p>議 長</p> <p>5 番委員</p> <p>議 長</p>	<p>次に、第2分科会の報告をお願いいたします。</p> <p>5 番 芳賀 秀二 委員</p> <p>登米市農業委員会第2分科会に係る現地確認調査は、平成29年12月20日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。</p> <p>農地法第4条の進行番号1番については、別紙議案説明資料7ページから10ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に農業用機械置場を整備するもので、農地区分としては、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあり、第1種農地と判断されますが、例外的に認められる、農業用施設を設置するものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しましたが、既に農業用機械置場として利用されておりますので、この取扱について、各委員のご意見をお願いしたいと思います。</p> <p>農地法第5条の進行番号3番については、別紙議案説明資料17ページから20ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に駐車場を整備するもので、農地区分としては、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあり、第1種農地と判断されますが、例外的に認められる、既存施設の2分の1以内の拡張に該当するもので、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しましたが、既に駐車場として利用されておりますので、この取扱いについて、各委員のご意見をお願いしたいと思います。</p> <p>進行番号4番、5番については、別紙議案説明資料21ページから28ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあり、第1種農地と判断されますが、例外的に認められる、日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。</p> <p>平成29年12月25日</p> <p style="text-align: right;"> 現地調査員 23番 五十嵐 幸喜 委員 2番 鈴木 巖 委員 5番 芳賀 秀二 委員 </p> <p>調査報告が終わりました。</p> <p>ここで休憩いたします。</p>
------------------------------------	---

	<p>《 休 憩 》</p>
議 長	<p>再開します。 質疑の前に、始末書の取扱について事務局より説明があります。</p>
事務局	<p>《 始末書の取扱について説明 》</p>
議 長	<p>説明が終わりました。 これより、議案第 62 号、議案第 63 号について、一括して質疑を行います。 質疑はありませんか。 12 番委員。</p>
12 番委員	<p>それでは、顛末書が必要か必要でないか、ここで審議する必要性が無いということか。なんのための審議なのか。 事務方でこれを判断して、これを県へあげたら、ここでは何を審議するのか。</p>
事務局	<p>総会での審議については、転用に関する意見を決定するものです。 県からは、こういった形で提出していただきたいということで、周囲への影響や、転用の可否に関する意見については審議が必要なものと思われまます。 その上で、追認可能な案件について始末書、顛末書を徴取するものと考えております。</p>
12 番委員	<p>ここで審議することについて、追認の可否については事務方が決めることではなく、委員が総会で決めることで、事前に転用があったものについて、総会で判断されることとなる。</p>
事務局	<p>この件に関しては、県から追認になる可能性のあるものについては、この書類が必要となることを示しております。 総会審議においては、転用の申請に対して許可相当であるか、許可相当でないかという判断をしていただくための意見を求めるということになります。 その意見を求めることに対して、いわゆる顛末書を添付する、添付しないということは、その後の事務処理であって、追認で許可相当で出せるということであれば、始末書、顛末書については添付される必要書類として県では見ておりますので、審議により必要性を判断するというのではなく、追認として扱われるものについては、必須書類となりますので、現地が無断転用状態であれば、追認の意見を判断した段階で、必然的についていく書類となります。 農業委員会では、顛末書等の添付の有無を決めるのではなく、あくまでも転用の可否についての意見を県に送るものです。</p>
12 番委員	<p>始末書と顛末書の違いについて、違反転用を所有者が行った場合は始末書、違</p>

	<p>反転用された土地を購入等する場合は顛末書の提出を求めるのか。</p>
事務局	<p>始末書を基本とするもので、譲渡人・貸付人又は事業申請者が原因となる無断転用を行った場合は始末書、顛末書については、例えば、親が農機具倉庫等を農地に建て、それを相続し、相続人が転用の追認を受けようとする場合などは顛末書となります。</p>
議長	<p>ほかに質疑はありませんか。 13番 松野 秀郎 委員</p>
13番委員	<p>議案 62 号進行番号 1 番について、育苗ハウスを農業用機械置場とするのですが、新たに育苗ハウスを設置するのか。 育苗ハウスにコンクリートを敷設すると、農地から外れるということで、転用申請を出されたものと思いますがどうか。</p>
事務局	<p>新たに育苗ハウスを設置したかどうかは確認しておりません。 また、ビニールハウスを農業機械置場に利用するということは、コンクリートの敷設の有無にかかわらず、転用手続きが必要となります。</p>
13番委員	<p>この方については、育苗期間以外はハウスが空いているので、その間、農業機械置場として利用したいということでした。 育苗の空いている期間を他の用途に使うことはできないのか。</p>
事務局	<p>育苗ハウスの育苗期間以外について、作物を作付けするのではなく、農地以外の用途に利用する場合は転用、現状変更手続きが必要となります。</p>
13番委員	<p>育苗ハウスにコンクリートを敷設するのは問題無いということか。 これまでは、コンクリートを打つと農地と認められないといわれていたが、最近、農業新聞等でも認められつつあるように書かれている。</p>
事務局	<p>農業用ハウスにコンクリートを打っても、水耕栽培など新たな栽培方法が普及しておりますので、将来的にはそういったことも認められるという記事もありますが、今、現時点では、転用が不要という正式な通知等はありません。将来的な方向として検討されているというところです。</p>
議長	<p>そのほかに質疑はありませんか。 12番委員</p>
12番委員	<p>5条の進行番号 1 番で、関係法令として、建築基準法第 43 条第 1 項ただし書とありますが、この内容についてどのようなものか。</p>

事務局	<p>確認の上、後ほど報告させていただきます。</p>
議 長	<p>その他質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。 これで議案第 62 号、議案第 63 号の質疑を終わります。</p> <p>これから議案第 62 号を採決します。</p>
議 長	<p>本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第 62 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当との意見を付し、知事に送付いたします。</p> <p>次に、議案第 63 号を採決します。</p> <p>本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。 よって、議案第 63 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当との意見を付し、知事に送付いたします。</p> <p>日程第 13、議案第 64 号「非農地証明願について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>本議案に係る申請は、証明する要件を満たしていると思われま。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>農地利用状況調査結果に基づく非農地証明願については、非農地証明書交付事務処理要領第 5 条ただし書きにより、現地調査を省略しております。</p>
議 長	<p>これより一括して質疑を行います。</p>

	<p>質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p> <p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p> <p>これから議案第 64 号を採決します。</p>
議 長	<p>本案は、願出のとおり証明することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 64 号「非農地証明願について」は願出のとおり証明することに決定しました。</p> <p>日程第 14、議案第 65 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p>
議 長	<p>本案件については、所有権移転が 6 件、利用権設定が 47 件となっております。</p> <p>利用権設定の進行番号 32 番が 19 番 櫻井 利光 委員 に関する案件ですので「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に該当します。</p>
議 長	<p>したがいまして、審議の進め方につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。</p>
議 長	<p>よって、本議案の審議につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行うことに決定しました。</p> <p>はじめに、「委員に関する案件」についての審議に入ります。</p> <p>本案件は 19 番 櫻井 利光 委員 に関する案件ですので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定により、19 番 櫻井 利光 委員 の退席を求めます。</p> <p>《退席を確認》</p>
議 長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p>

事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしていると思われます。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これより議案第65号の「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号32番について、質疑を行います。質疑はありませんか。</p>
	<p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>これで、質疑を終わります。 これから議案第65号の「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号32番を採決します。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。よって、議案第65号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の利用権設定の進行番号32番は原案のとおり決定しました。</p>
	<p>19番 櫻井 利光 委員 の入場を許可します。</p>
	<p>《着席を確認》</p>
議長	<p>次に議案第65号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する以外の案件」について審議に入ります。 事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p>
	<p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしていると思われます。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 ただいまより休憩いたします。(12:00)</p> <p>(休 憩)</p>

議 長	<p>再開いたします。（13：00）</p> <p>これより議案第 65 号の「委員に関する以外の案件」について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで、質疑を終わります。</p> <p>これから議案第 65 号の「委員に関する以外の案件」について採決します。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。よって、議案第 65 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の委員に関する以外の案件については原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>日程第 15、議案第 66 号「買受適格証明願について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>本議案に係る許可要件は、別紙買受適格証明願調査書により、農地法第 3 条と同様に確認しております。</p> <p>進行番号 1 番については、調査結果 1 となります。</p> <p>法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用については、譲受人（願出人）の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第 2 号については、譲受人（願出人）は個人であり、適用はありません。</p> <p>第 3 号についても、信託ではないため適用はありません。</p> <p>第 4 号の農作業への常時従事について、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。</p> <p>第 5 号の下限面積については、50 a を超えることから適用はありません。</p> <p>第 6 号の転貸禁止については、所有権の移転であることから適用はありません。</p> <p>進行番号 2 番については、別紙調査書に記載のとおりで、法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われまます。</p> <p>また、第 7 号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますのでご報告いただきたいと思ひます。</p>

<p>議 長</p>	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認していただくこととしておりましたが、支障等について発言をお願いします。</p> <p>進行番号1番について、20番 三塚 芳毅 委員。</p> <p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号2番について、11番 佐藤 幸治 委員。</p> <p>《支障なしの声を確認》</p> <p>地域との調和要件について、支障等はないようですので、これより議案第66号について一括して質疑を行ないます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから議案第66号を採決します。</p> <p>本案は願出のとおり証明することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。よって、議案第66号「買受適格証明願について」は、願出のとおり証明することに決定しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第16、議案第68号「登米市男女共同参画審議会委員の選任について」を議題にします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから選任の方法をどのようにすべきかお諮りします。</p>

<p>8 番委員</p>	<p>8 番 阿部 静男 委員</p> <p>推薦したいと思います。 現在、選任されております 佐々木 まき子 委員に再度お願いしたいと思 います。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、指名推薦で 佐々木 まき子 委員を推薦したいということ が、そのほかにありますでしょうか。 なければ、佐々木 まき子 委員を指名推薦で選任したいと思 いますが、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声あり》</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第 68 号「登米市男女共同参画審議会委員の選任について」は、 佐々木 まき子 委員を選任することに決定いたしました。</p>
<p>議 長</p>	<p>これで、本日の日程は、すべて終了しました。 会議を閉じます。平成 29 年度第 9 回登米市農業委員会総会を閉会します。 長時間にわたり、慎重審議いただきましてありがとうございました。</p>

上記のとおり、相違ないことを証明する。

平成 29 年 12 月 25 日

議 長(会長)

高橋 清範

議事録署名人 11 番

佐藤 幸治

議事録署名人 12 番

秋山 耕